

4 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加表明書を提出してください。

- (1) 提出方法 郵送、又は持参。郵送の場合は提出期限までに到着するようにしてください。
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時必着
- (3) 提出先 「10 担当部署」に同じ
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社等概要書（様式第2号）
 - ③ 業務実績書（様式第3号）
 - ④ 応募者の資格を証明する書類等（発行後3か月以内のものに限る。）
 - (ア) 市町村税（東京23区は都税）の滞納がないことの証明書原本（納税証明書）
 - (イ) 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書原本（納税証明書）
- (5) 提出部数 ①④各1部、②③各6部（正本1部、副本5部）

5 質問及び回答

- (1) 質問書提出方法 質問がある場合は、質問書（様式第6号）に質問内容を記載し、電子メールにより「10 担当部署」へ提出することとします。なお、その際は件名を「にかほ市プレミアム付きデジタル商品券事業業務委託質問書について」とし、電子メール送信後に送信した旨を電話で連絡してください。
※電子メール以外での質問及び期限後の質問には回答しません。
- (2) 質問書提出期限 令和7年5月2日（金）正午必着
- (3) 回答方法 提出期限内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、質問者名がわからない形で一覧表に取りまとめ、令和7年5月9日（金）に市ホームページに掲載します。
※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法 郵送、又は持参。郵送の場合は提出期限までに到着するようにしてください。
- (2) 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時必着
- (3) 提出先 「10 担当部署」に同じ。
- (4) 企画提案書及び見積書
 - ① 企画提案書等提出届（様式第4号）
 - ② 企画提案書（任意様式）
 - ③ 業務実施体制（様式第5号）
 - ④ 行程計画書（任意様式）
 - ⑤ 見積書（任意様式）

様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

次に掲げる費目に係るものは、全体の契約金額を超えない範囲において、支出に要する単価ごとに費用を明記してください。

- (ア) 販促経費（ポスター・フライヤーやホームページ等の製作費ほか）
 - (イ) 利用者説明会（3会場）
 - (ウ) 利用者のアカウントを維持・管理するための経費
 - (エ) 利用者のスマートフォン等でデジタル商品券の残高を管理するための経費
 - (オ) 商品券発行数料
- (5) 提出部数 ① 1部、②③④⑤各6部（正本1部、副本5部）
- (6) 提案内容

企画提案書には、次の内容を必ず全て含めてください。

- ① デジタル商品券の運営に当たり、利用するキャッシュレス決済サービスの名称及び利用者がデジタル商品券を利用して市内店舗で商品を購入する際のフロー
- ② 申込開始前後に短期間で広く事業を市民に向けて周知するための効果的な広報方法
- ③ 申込受付方法及び申込を増やすための効果的な方策（仕様書に記載してあるものの他、対面での案内等、特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込をすることができるための方策）
- ④ 利用者がデジタル商品券を購入する際の決済方法
- ⑤ デジタル商品券を完売させるための具体的な方策
- ⑥ 申込者がにかほ市内に居住していることの確認方法
- ⑦ 不正申込（重複申込、架空名義での申込等）を確認する方法
- ⑧ 利用するキャッシュレス決済サービスでの、提案書作成時点でのにかほ市内の利用店舗数（概数）と業種別内訳、令和7年10月初旬時点の目標利用店舗数
- ⑨ 利用店舗等を増やすための効果的な方策（仕様書に記載のあるものの他、デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための効果的な方策）
- ⑩ 利用店舗等の負担（決済手数料の料率、サービス基本料が必要な場合はその額、新規加盟の際に費用が必要な場合はその額、利用店舗等で機器等の導入が必要な場合これに要する費用、売上金の振込に要する費用、有償のオプションがある場合はその内容及び費用、売上から入金までのサイクル他）
店舗との契約内容により費用負担が異なる場合は、にかほ市内における標準的な金額又は料率、及び最も高額な金額又は料率、及び最も低額な金額又は料率を記載してください。
- ⑪ 利用店舗等がデジタル商品券で商品を販売してから、入金を受けるまでの、所要日数を含めたフロー（利用店舗の負担で早期入金が可能な場合は、その費用についても記載）
- ⑫ カスタマーサービスの体制
- ⑬ スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対するフォロー体制
- ⑭ 利用するキャッシュレス決済サービスの安全性・安定性等の特長及び実績
- ⑮ 不正利用防止に関する方策

- ⑯ 情報セキュリティ管理体制
- ⑰ 事業効果の測定方法および提供可能データの種類
- ⑱ 事業全体の管理・実施体制
- ⑲ その他、事業達成に資する提案があれば含めてください。

7 選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の内容や実績、企画提案審査会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない提案は選考対象外となります。なお、提出書類により書類審査を行う場合があります、その場合の結果は個別に通知します。

① 企画提案選定委員会の設置

にかほ市プレミアム付きデジタル商品券事業業務委託プロポーザル審査委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。

② 第一優先交渉事業者の選定

評価点が最も高い事業者を第一優先交渉事業者とします。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、平均評価点が60点以上でなければ交渉事業者として認めないものとします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した事業者が複数の場合は、次の順で選定します。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用します。

(イ) (ア) で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用します。

③ 審査内容

(ア) 業務経験及び遂行能力 配点：10/100

(イ) 業務実施体制 配点：5/100

(ウ) 企画提案の内容 配点：80/100

(エ) 業務の価格 配点：5/100

(2) 企画提案審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施

① 日 時 令和7年5月30日（金） 午前10時から順次開始

※詳細については個別に連絡します。

② 会 場 にかほ市役所象潟庁舎WEB会議室

※要望があればオンライン形式も可能とします。

③ 内 容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（30分）、質疑応答（10分）

④ 使用機材 プロジェクター、スクリーンは市が準備しますが、インターネット通信環境はありません。

⑤ 注 意 点

(ア) 提出以降の資料の変更、追加はできません。

(イ) 参加人数は1事業者当たり2人以内とします。

(ウ) 受託決定後に当該業務に具体的に携わる担当者が出席、説明を行ってください。

- (3) 審査結果 令和7年6月4日(水)までに電子メールにより全ての事業者に通知します。

8 委託内容の決定

審査会により選定された第一優先交渉事業者と仕様の細部や契約金額等についてを協議することとし、協議が成立した場合には本業務に係る随意契約を締結します。

契約に当たっては、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。第一優先交渉事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

9 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じません。
- (3) 参加表明書提出後に応募の辞退をする場合には、「参加辞退届(様式第7号)」を提出してください。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがあります。
- (5) 提出書類に関し、にかほ市情報公開条例(平成17年にかほ市条例第10号)の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第8条の不開示情報を除き、これを開示します。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とします。
- (7) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とします。
 - ① 実施要領等に示した事業者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ④ その他本実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託者の負担とします。
- (9) にかほ市財務規則(平成17年にかほ市規則第41号)第125条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めます。

10 担当部署

にかほ市商工観光部商工政策課商工振興班

〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

電話 0184-43-7600 / 電子メール shoukou@city.nikaho.lg.jp